

◇募集要項◇

令和 8 年度 多久小城医療企業団職員採用試験案内

令和 9 年 4 月から多久小城医療企業団で働く方を募集します。

書類受付期間

令和 8 年 3 月 23 日（月）～令和 8 年 6 月 12 日（金）

1 職種・採用予定人員

職種	採用予定人員	勤務場所	業務内容
一般事務	若干名	公立佐賀中央病院 （多久市東多久町大字別府 3562番地）	公立佐賀中央病院に 勤務し、一般事務業務 に従事します

2 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日（木）

3 受験資格

試験区分	必須要件
一般事務	・ 平成 8 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人

※ただし、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 多久市または小城市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験方法

試験	対象者	試験内容	試験時間
第一次 試験	書類選考 全受験者	提出書類（履歴書及びエントリーシート）による書類審査	—

第二次試験	適性検査 (SPI3)	一次試験合格者	性格検査及び基礎能力を図る試験	65分
	面接		人物・識見等について、職員として適する人物かどうか評価するための個別面接による試験	一人当たり15分程度

※提出書類に不備がある方は不合格といたしますのでご注意ください。

5 試験の日時・会場・合格発表

試験	日程	会場	合格発表
第一次試験 (書類選考)	6月15日(月) ～6月26日(金)	—	7月上旬に応募書類提出者全員に文書で通知
第二次試験	7月12日(日)	第一次試験合格者に別途通知	8月上旬に第二次試験受験者全員に文書で通知

※第二次試験についての受験票および詳細は第一次試験の合格者に別途通知します。

6 応募手順

申込方法	<p>多久小城医療企業団のホームページから以下の応募書類をダウンロードいただき、すべて手書きで漏れなく記入してください。</p> <p>(1) 令和8年度多久小城医療企業団職員採用試験申込書 (2) 令和8年度多久小城医療企業団職員採用試験エントリーシート</p> <p>(1) 及び (2) を多久小城医療企業団事務局へ郵送又は持参によりご提出ください。</p> <p>※郵送で申込みする場合は、必ず特定記録郵便で送付し、申込書の到着は特定記録便の追跡サービスでご確認ください。</p> <p>※第一次試験の可否通知用として、自分の宛名を明記した返信用封筒(長形3号)に110円切手を貼ったものを同封してください。</p> <p>※郵送の場合は、封筒に「採用試験申込」と朱書きしてください。</p> <p>※送付いただいた書類の返却はございません。</p>
申込先	〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地 多久小城医療企業団 総務係 宛
受付期間	令和8年3月23日(月)～令和8年6月12日(金) 8:30～17:15(土日祝日除く) ※郵送の場合、令和8年6月12日(金)午後5時15分必着です。

7 処遇

勤務時間：8：30～17：15（休憩1時間）

休日：完全週休2日制、国民の祝日、GW、年末年始

休暇制度：年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇

給与：高校新卒者の場合、行政職Ⅰ級5号給が支給され、学歴及び職歴により調整します。

【参考額】（令和8年1月1日時点）

区分	高校新卒者初任給	大学新卒者初任給
一般事務	202,300円	227,900円

諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、支給要件に応じて支給されます。

福利厚生：各種社会保険加入

8 最終合格から採用まで

第二次試験合格者は、最終合格者として採用候補者名簿に登載され、成績順に採用されます。採用候補者名簿の有効期間は、登載の日（合格発表の日）から1年間となります。

採用は、令和9年4月1日の予定です。なお、欠員補充等必要が生じた場合に採用することとなるため、採用候補者名簿に登載された全員が採用されるとは限りませんのでご注意ください。

受験資格の必須要件を満たしていないこと、又は採用試験申し込みの登録内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

問い合わせ先

多久小城医療企業団 総務係

〒846-0012

佐賀県多久市東多久町大字別府 3562 番地

電話番号：0952-20-3400